

一乗谷朝倉氏遺跡で発見された 『庭訓往来』の断簡(写)について

小木曾千代子*

A Study on the Fragment of the *Teikin-ohrai*
(Manuscript), Excavated at the Remains of
the Asakura Family in Ichijodani

Chiyoiko OGISO *

はじめに

本稿は、福井県一乗谷の朝倉氏遺跡で昭和四十五年夏に発見され、現在福井県立朝倉氏遺跡資料館が保管の『庭訓往来』断簡(写本)の原本を想定しその書誌について考察したものであり、本文にもいささか言及した。当断簡は『特別史跡朝倉氏遺跡Ⅶ—昭和51年度発掘調査整備事業概報—』に於て「『庭訓往来』の断簡」と題して既に紹介されており、全断簡の翻字も付されている。発見された断簡の文字を判読の上それを庭訓往来であると特定し、更にそれぞれが原文のどの部分に相当かを決定するまでの御苦労は、並大抵ではなかったはずと推察する。本稿は、それらの先学

に多くを教えられて成ったものであることを特に記してきたい。

右の『事業概報』によると、断簡の発見当初の姿は一塊の炭であつたらしい。発見場所は上城戸跡と推定されている場所の南方であり、提子、水滴のような物、漆塗下駄等も共に発見されたそうである。一乗谷は細長く南北に広がった町であり、上下に城戸があつたらしく上城戸は南方に位置し福井市内からは上手であり、その奥の山を越えると岐阜県である。断簡が発見された場所は城戸外ではあるものの、この辺りには城戸内に劣らぬ構えの屋敷や朝倉氏の菩提寺である心月寺を始めとする寺々が存在していたらしい。殊に断簡が見付かった小字名鍋屋の東隣は御所跡と呼ばれる地であり、その南には後に室町幕府十五代将軍となつた足利義昭が滞在した安養寺が在った。清原宣賢は義昭滞任以前この寺で『大学』や『中庸』を講義している^③。

断簡を始めとする遺物が何人使用了のか、その地の住人の特定はまだなされていない。又断簡の墨跡から原本が墨書きの物であつたことは判るものの書写年代は不明である。もともと一乗谷が天正元年、二年両度の火災で全滅したとされるのでそれ以前の物と推測はされよう。

断簡の発見状況やその後の調査、一乗谷の歴史的背景や朝倉氏遺跡についての詳細は先学の文献に譲りここには割愛する。

* 人文教室・非常勤講師 (Department of Liberal Arts and Sciences)

一、断簡の全容

断簡は炭化した一塊の状態にあったが一紙ずつ剥がされた結果、三十八片を数えたと報告されている。三十八片とは、文字の記された紙片の数であり、それらのうち保存良好の一片は、縦十センチ横八・五センチ前後の大きさで平均三行、各行三乃至五前後の文字が認められるが、中には更に破損の進んだものもある。この他に表紙の断片かと推測されている繊維状のもの一片があり、又私が閲覧した折には、小さな破片も二、三あったが、それらは恐らく三十八片のうちのどれかから剝離したものである。他に原文の箇所を推定出来る断簡の破片もある。

三十八片の断簡の文字は、既に『事業概報』に翻字の上紹介されてあるが、誤植と思われる箇所も若干見受けられるので、次に全断簡を写真で紹介し翻字を付すこととする。併せて繊維状の断簡と文字のある小片も紹介したい。

ところで断簡だけを眺めていたのでは判読出来る文字は限られるが、他の伝本と対照してみるとより多くの文字を拾うことが出来る。一例を挙げてみよう。

左の断簡は八月往状の一部である。確実に判読出来る文字は之条「等閑只自然」田舎の九文字であるが、天理本と対照させることによって文字の形を成さない墨蹟も文字として復元することが出来る。その結果この断簡は、啓案内之条殆「□等閑只自然」謹田舎□□と判読出来る。しかし、二行目の第一番目を「中」、三行目の最下位を「無」と決めてしまうことはやや強引過ぎよう。



（朝倉氏遺跡資料館提供）

勿論、この部分は、諸本間に異同が無くそれぞれ中、無であることから推して、残された墨蹟を中の第三画の横線の一部と最終画の縦線、無の最終画の点の一部と見ることは可能であろうが、翻字上そこまでの判読は躊躇される。このような基準で翻字してみると次のようになり、既に発表されているものに些かの数を加えることが出来る。

（写真と翻字は印刷の都合上164ページに回した。）

二、断簡原本の書誌

1 装訂

断簡が本文のどの部分に当たるのか、表にすると次のようになる。説明するまでもないことであろうが、庭訓往来の本文は二十五通の書状仕立てである。

月	状	断簡番号			
1	往返				
2	往返				
3	往返				
4	往返				
5	往返				
6	往返	39	1	2	
7	往返	3 6	4 7	5	
8	※往返 単	8 12 16 19	9 13 17 20	10 14 18 21	11 15 22
9	往返	23 27	24 28	25 29	26 30
10	往 返	31 35 36	32 37	33 38	34
11	往返				
12	往返				

※日付は七月三十(晦)日が一般的

断簡番号1の前に39とあるのは、他の断簡の四分の一ほどの小片が有り、僅かな文字からそれは1の部分の前に位置するものと特定出来たので、仮りに39として表に加えた。1から38の番号は『事業概報』の翻字番号に対応する。

右表から明らかなように断簡は、庭訓往来一卷のほぼ中間以降のものである。原本がもし卷子本であったならば芯に近い部分即ち十二月、十一月そして十月辺りが残っていて良いはずである。ところが、現存部分は六月から十月のもので卷子本は想定し難い。そこで仮に冊子体を想定してみると上層部は焼失、中間以降は残存、末尾部分は焼失か朽腐かしたものと考えられ、残存状況

の説明として自然である。よって原本の形態は冊子体であったと言えよう。しかしながらその装訂が袋綴、折本、綴葉装その他何れであるかの特定は困難であり、ここでは卷子本ではないと言うに止めておく。又先に紹介したように断簡の中に繊維状のものが一片有り表紙かと推測されているそうだが、判然としないものの紐状のものより巾広と考えられるので、それはやはり裂表紙の端であろう。

2 断簡の部位

次に断簡が一面のうちのどの部分に当たるのかを考えてみたい。

庭訓往来の本文は、先に触れたように書状の体裁を採っていて、伝本のうち殊に手習系のものは後付部分が実際の書状同様に字配りしてある。断簡の2・5・30・35は後付部分のものであり、中でも2や35によって文字の位置が特定出来るので、断簡の部位も自ずと特定出来る。

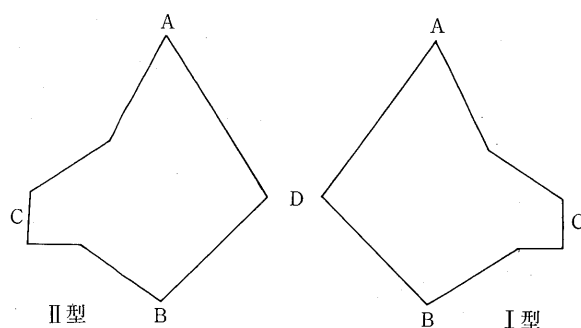
断簡2(163ページ参照)の六月返状の差出人は諸本一致して兵部丞丹治とあるので、断簡の兵部丞の下には丹治の二文字が入る程の紙面をみななければならない。35(155ページ参照)の十月往状の差出人は諸本沙弥あるいは監寺であるから断簡の場合は沙の下に弥が入る程の紙面をみななければならない。更に天理本の当該部分を見ると治や弥の文字は、他の状に比べてやや上がり気味に位置していて例えば「丞」の所を見ると、他の上下の欄外はこの「丞」の字の三分の二ほどの広さであるのに対し、丹治の下は「丞」の字一字が十分に入るほど空いている。それらの点を参考として2

を考えると、丞の下には丹治の二文字分と丞の字一文字分とを合わせた紙面が存在したと言えよう。断簡の兵部丞三文字は約四・五センチ、丞の字一字は約一・五センチあるのでこの数値を尺度とすると断簡下方の紙面は凡そ四・五センチとなる。則ち断簡は紙面下方部分のものであり、断簡の最下位の文字は下小口より凡そ四・五センチ上がった所に位置すると推測出来よう。各断簡のB点（177ページの図参照）の状態は一定とは言いが、B点の下に二文字分と欄外分との紙面を想定することは全断簡に許容されるであろう。

欄外の広さは本によりまちまちであろうが、ここでは天理本を一つの基準として考えてみたい。後に触れることとなるが、断簡の文字には、天理本の文字に通じる趣がある上にいくつかの近似点もあることから、以下の項目に於ても天理本を基準として考察した。

それでは次に断簡が一面の左右どちらのものを考えてみたい。

断簡が一塊の状態であった故各断簡が同一面上のものでないことは自明である。断簡には大別して次図の如く二つの型があり、Ⅰ型Ⅱ型と呼ぶこととすると、ⅠⅡは左右対称である。型と各断簡の関係は次表の通りである。加えて袋綴と仮定した際の表（オ）と裏（ウ）についての推測も示しておく。



元の姿を仮に袋綴と想定すると、文章の流れは右より左へ向かっていくので、Ⅰ型が表面ならばⅡ型はその裏面であり両型はD側を折目として背中合わせとなり、Ⅰ型が裏面ならばⅡ型は次葉の表面であり両型はD側を綴目として向かい合わせとなる。各断簡の文字の繋がり具合を天理本他を参照しつつ検討してみたところ、C点からC点へは連続しているけれどもD点からD点へは連続せず天理本で言えば数行ほどが飛ぶ。一例を挙げるとⅠ型の断簡1（163ページ参照）の「行」の文字のある行からⅡ型の2（163ページ参照）の「敬」の文字のある行までは八行あるのに対し、

Ⅱ型の2の「事」の行からⅠ型の3（163ページ参照）の「東」の行までは三行である。3の「東」の右側には僅かながら墨蹟が認められるので、ここに（イ）一行あったことは確かである。イの行と2の「事」の行が対応し、「東」の行と2の「兵部丞」の行が対応するためには「事」の行が前面の最終行、「東」の行が次の面の第二行目でなければならない。仮に三行目とするとこの面の

断簡番号	型	表裏の推測	断簡番号	型	表裏の推測
20	Ⅰ	オ	39	Ⅱ	ウ
21	Ⅱ	ウ	1	Ⅰ	オ
22	Ⅰ	オ	2	Ⅱ	ウ
23	Ⅱ	ウ	3	Ⅰ	オ
24	Ⅰ	オ	4	Ⅱ	ウ
25	Ⅱ	ウ	5	Ⅰ	オ
26	Ⅰ	オ	6	Ⅱ	ウ
27	Ⅱ	ウ	7	Ⅰ	オ
28	Ⅰ	オ	8	Ⅱ	ウ
29	Ⅱ	ウ	9	Ⅰ	オ
30	Ⅰ	オ	10	Ⅱ	ウ
31	Ⅱ	ウ	11	Ⅰ	オ
32	Ⅰ	オ	12	Ⅱ	ウ
33	Ⅱ	ウ	13	Ⅰ	オ
34	Ⅰ	オ	14	Ⅱ	ウ
35	Ⅱ	ウ	15	Ⅰ	オ
36	Ⅰ	オ	16	Ⅱ	ウ
37	Ⅱ	ウ	17	Ⅰ	オ
38	Ⅰ	オ	18	Ⅱ	ウ
			19	Ⅱ	ウ

一行目（ロ）に対応する行（ハ）が前面の2の「事」の後になければならぬが、ハの行に来る文字は、前行の「事」が六月返状の最終文字故七月往状の冒頭のものとなる。しかし、冒頭より三十字目に当たる「東」の行（三）までを四行（ハロイニ）に取ることは一行当たり七文字前後となり、これは断簡の形から考え難く、やはり「東」の行は一面の第二行目であろう。則ち断簡2の三行目と3の一行目の文章は続いているのである。このような情況から互いのC点が連続するような断簡の配置は、Ⅰ型が表ならば綴目側であり、逆に裏ならば折目側となる。現状からはどちらとも判断しかねるが、保存状態の良い33・34（155ページ参照）を取り上げてみると33の「内共」と次面の34の「維那」との間は他の行間に較べ随分と広いが、この間に一行入ることは、上に見た2・3同様文字数と文字の配置から考えられず、この行間の広さを綴代分と看做し、Ⅰ型は一面の表下方右（綴目）側、Ⅱ型は裏下方左（綴目）側のものと推測する。この推測は、Ⅰ型の32・36の左、Ⅱ型の29・31・33の右に僅かながら墨蹟が認められ、紙面の広がり示唆している点からも裏付けられるであろう。

ところで右表の通り断簡三十八片は、1より順次Ⅰ型Ⅱ型Ⅰ型Ⅱ型と繰り返されるので、断簡19は18のⅡ型に続きⅠ型となるはずのところ、ここで切り替わって19はⅡ型、20はⅠ型、21はⅡ型と、以下この順序で繰り返される。1から18まで奇数の断簡がⅠ型、偶数の断簡がⅡ型であったものが、19以下型が入れ替わって奇数がⅡ型、偶数がⅠ型なのである。この変化の原因を知る為18から19への繋がり具合を調べたところ次のようなことが明らかと

なった。18（159ページ参照）の「行」の行から19（159ページ参照）の「御」の行まで、天理本で言うところ十二行あり、これはⅠ型からⅡ型へは七行乃至八行、Ⅱ型からⅠ型へは一行乃至二行の間である。各断簡の繋がり方とは大きく隔たっている。この情況は、18と19の間にはもう一つの断簡がなければならぬということではないだろうか。ここに入るはずの十九番目の断簡は18のⅡ型に対しⅠ型の筈であり、18とは恐らく二行ほど隔てた部分の本文が三行認められ、そして次の二十番目となる筈の現19の本文とは九行ほど隔たる筈である。こうみることにより18と19の繋がり具合が他と齟齬しなくなる。現在の断簡19以下が一つずつずれて19が20、20が21というようになればⅠ型は奇数Ⅱ型は偶数と本来の姿になる。断簡一つが足りないのである。

3 字詰と行数

断簡3は極めて条件が悪いけれども明瞭に読み取れる「東」の字は、前項で触れたように天理本で言うところ七月往状の冒頭より三番目に当たる。このことより一行の字数は推測出来る。断簡のB点（177ページの図参照）の下には、二文字ほどが存在していた、あるいはそれくらいの紙面があったことが前項で明らかとなったので「東」の下（B点）に二文字ほどを置いて天理本を以てこの部分を再現してみると次のようになる。

乍恐申入候不慮之外被駈加傍輩之所
 當候之際微力之所及依令奔走東西不
 得寸暇直捧愚狀自由之至得御意

二行目の頭にどの文字を置くか迷うところであるが、天理本と同

じにしてみた。又天理本の二行目の末は「得」であるが、ここでは当初の考察通り「東」の下には二文字だけ置いてみた。その結果二行目の字数は十六である。天理本は一行目が十六字、二行目が十七字、三行目が十六字である。この部分私の手許の諸本数本に当たったが異同は無いので、断簡も天理本と同じであったと考えて差し支えないであろう。仮に異同があってもそれは恐らく「之」の有無程度に止まり、もし「之」に異同が生じても字数は変化するものの右の配置で大きく誤ることは無いであろう。念の為場所を変えていくつか検討してみることとする。

断簡33は十月往状の後半のもの、天理本で補ってB点の「僧」の下に「正山」の二文字を置き、断簡のように「法印」の右に「主執」、左に「内供」がくるようにこの部分の文字を配置すると左のようになる。

別当長吏学頭座主院主執当先達

阿闍梨法橋律師僧都法印僧正山

目代大勸進小別当得業内供奉已講

「目」の字を二行目に置くか三行目に置くかは迷うところである。しかし、断簡の文字には大小があるのでこれでも良いであろうし、二行目に入れることも可能であろう。一行十四字から十五字となる。但しこの部分は異同も考えられる。

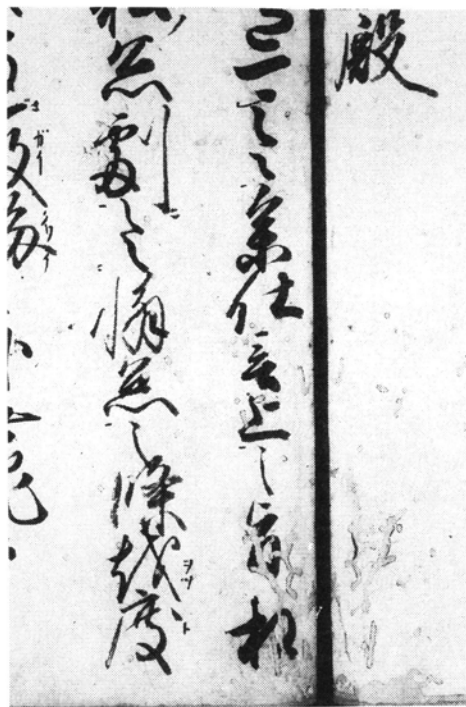
次に十月返状の断簡36についてみることにする。先の33同様天理本を以て36（155ページ参照）の文面を再現してみると次のようになる。

御札之旨大斎之体心事難申尽候

抑調菜人等事無可然之仁候之間粗任

愚才令注進候御布施物事被物祿物

中心行の末字の「間」(B点)の下に二文字ほどを置き、「仁」の右に「難」、左に「被」が来るように再現すると右のようになり、天理本と全く同様の字配りとなる。これは十月返状の冒頭部分だが諸本間異同は小さく、「候」や「之」の有無、「あいだ」に間と際のどちらを用いるかという程度であり、断簡と天理本との異同は間と際の使用漢字の相違一か所のみと推測される。よって中心行は十六字である。もっとも行頭の文字を決定できないので、あるいは「抑」を前行末に持つてくれば十五字となるけれども、「抑」の字は行頭に相応しく、断簡のこの行の文字は不揃いであり、小さな文字は案外字数の多さに原因しているのかも知れない。次に掲げた写真は上が断簡23、下が天理本である。



九月往状冒頭のこの部分も諸本間に異同は無い。二つの写真を見比べると天理本の方が文字の崩しは大きいものの両者は筆遣いも文字の配置も近似していて、どちらかがどちらかを手本として写したと言っても差し支えないほどである。筆遣いについては後で触れることとし文字の配置を見ると、「仕」の左や下めに「懈」の字があり、「之」の字の下に二文字がある天理本の字配りはそのまま断簡のものと出来よう。この部分の天理本は次の如くであり、各行の字数は十五、十六、十四である。三行目が十四と少ないのは、次の文が「抑」と始まるので改行した為であろう。

御法談之後常可令參仕言上之旨相

存候之処依公私念劇令懈怠之条越度

之至背仏意冥慮改悔之外無他候

断簡のB点上の行は右に引用した天理本の一行目に当たり、この行は一状の冒頭部分故行頭の文字に迷うことが無く、故に断簡のこの行の字数は天理本と同じ十五であると言えよう。なお、断簡の右側が空いているのは、前掲の写真で判る通り天理本同様前状の宛所の下に文字が無い為である。

以上の考察から断簡原本の一行の字数は天理本同様十五字⁽⁸⁾前後であつたと言ふことが出来よう。

次に一面の行数についてみることにする。

繰り返し確認しておく各断簡は向かい合わせか、背中合わせになる対称形を成し、各片のA・Bを結ぶ行（177ページの図参照）は一面の第二行目あるいは後から二行目に当たる。このことを念頭に置いて断簡1を一紙の表、2を裏と仮定すると（163ページ参照）、1の一行目は二紙の第一行目、2の三行目は同紙の最終行（X）になるはずである。一紙は半折されるからXが偶数の値なのは当然である（今仮りに袋綴で説明しておく）。又1を裏、2を表と仮定しても、2は次葉となるけれども裏面と表面とで一紙を成すので、この場合も一紙の行数は出る。そこで、一行の字数が同じと目される天理本上に1・2に相当の文字を拾い、費やしている行数を調べればXの値は自ずと明らかとなろう。ところが一行の字数は両本ほぼ同じではあるものの各行必ずしも十五字と決まっている訳ではなく、又両本の各行の字数が対応している訳でもないで互いに文字の位置が異なる。故に天理本が費やしている行数を直ちに断簡のものとする訳にはいかない。そこで各断

簡の一定の位置B点の文字を天理本上に拾い、次のB点の文字まで何行費やしているかを調べ、B点がそれぞれ前後に一行持っていることを考慮して一紙の行数を考えてみることにする。天理本は一面六行である。

正確な行数を出すには、字数が少なく、行取りが明確な部分や異同の少ない部分が良いであろう。断簡1のB点上の文字「御」は天理本では二十三枚目の裏六行目に、2のB点上の文字「丞」は二十四枚目の裏三行目にそれぞれ存在し「御」より「丞」まで十行を費やしている。よって断簡1・2を合わせた一紙の行数はB点の前後の各一行を足した十二であり、一面はその半分の六である。即ち断簡の一面は六行取りである。

35は十月往状の後付部分のもの、B点の「沙」は天理本では四十枚目の裏四行目にあり、次の36のB点の「間」は四十一枚目の表一行目にある（但し「際」）。ここでは行数が出ない。則ち一紙の行数を出すこの方法はI型II型の順序でなければならず、34・36のようにII型I型の順序では行数が求められない。そこで34・35、36・37の組合せでの検討も可能であるが、上で触れたようにこの辺りは異同もあり得るので、異同の可能性が小さいと思われる5と6について検討してみる。

5のB点の文字「謹」は、天理本上では二十五枚目の裏五行目にあり、6のB点の文字「尾」は二十六枚目の表二行目にあり、ここまで十行費やしている。よって5・6のB点の外側の各一行を加えると合計十二行となり、一面は半分の六行である。

断簡の一面行数は六と考えて良さそうであるが、もう一例検討

したい。

先に断簡一つが飛んでいるのではないかと推測した18と19を取り上げてみる。18のB点上の「行」は天理本では三十二枚目の表二行目に、19のB点上の「御」は三十三枚目の表三行目にそれぞれ存在し、費やしている行数は十四である。よって前後の各一行を足すと十六となる。これを断簡上で考えてみると、先に触れたように18と19は同型なのだから18を一紙の裏とすれば19も裏であり、断簡は存在しなくとも19の表の分があるはずである。断簡18には三行が認められるのでこれを差し引いた残り十三行が19の表と裏の分となる。単純に考えれば十三行が一紙の行数となり、先の計算と合わない。

天 理 本

断簡18・19

32オ1 誠者禁獄之可流刑者被記流帳此外

□_②流帳此

32オ2 火印追放以下隨辜輕重其人是非被行

□_②人是非被行

32オ3 之次寺社訴_{テマ}詔者就本所挙達被是非之

□_②達被

32オ4 越訴覆堪依探題管領与奪被執行之

32オ5 奏事於庭中家務恩賞方法規式不可勝計

32オ6 也其旨趣具難尽紙上御上洛之時心之所及

32ウ1 粗可令申候也恐々謹言

32ウ2 八月七日

散位長谷部

32ウ3 謹上 大丞殿

32ウ4 去比預御札候之處他行之間即不申

32ウ5 御返事候之条失本意候畢

32ウ6 將軍家若宮御參詣事供奉日記被

33オ1 借用有方候後日態可進也其鉢殆令

也其□_②令□

33オ2 超過関東鶴岡八幡宮參詣候畢路次

□_②路次者八葉御

33オ3 者八葉御車後車公卿一人騎馬殿

□_②上人前_{サカサマ}

33オ4 上人前駈北面等美々敷綺羅耀天陣頭

33オ5 散花狩衣水旱供奉人淨衣白直垂布衣

33オ6 景勢衣文撥当好粧驚目家文当色

右の下端は今問題としている断簡18・19の翻字、上段はそれらに相当の部分を天理本から引用したものである。断簡18の三行目の「□_②達_②□」の後には、天理本の32オ3の「是非之」の三文字は入るであろう。この18はⅡ型であるから一面の裏綴目側と看做し、次行は紙面が改まり、この紙面には天理本の32オ4以下の文言が同じような体裁で認められていたはずである。断簡18の字配りは、先に取上げた23とは異なり天理本と相違するものの、文面の末尾天理本の32ウ1の行で調整出来たであろうから、天理本より行数が増えることはなかったであろう。現断簡19の表の分となる筈のその面に天理本の32オ4より32ウ3までの六行が同じ六行取りで認められてあったとすると、裏面に当たる現断簡19に32ウ4から33オ4の半ばまでを六行に割振らなければならない。

断簡19のB点の「御」の下に補足出来る二文字を天理本より拾い「車後」と置くと、次行の「□_②上人」と読み取れる文字の前には天理本に見える「車公卿一人騎馬」の七文字が入ることとなる。そしてこの行の「駈」と推定した文字の下に、「駈」が右の「御」よりもやや上がり気味に位置していることを考慮して三文字を、少なめに見積れば二文字を補足するとこの行の字数は十五乃至十

四となり、予想の一行の字数十五に一致する。それでは真ん中の行則ち二行目はどうであろう。一行目の「令」が左のB点より二文字ほど上がり気みにあるので「令」の下に天理本の「超過関」の三文字あるいは「東」までの四文字を補足すると二行目は「東」乃至「鶴」以下「候」までの九文字乃至八文字が、断簡の二行目の最初の文字「畢」の前にあることとなる。そうするとこの行の字数は「御」の下の子二文字を加えて合計十八乃至十七となり、一行の予想字数十五を大きく上回ってしまう。天理本には一行十七字も間隔あることから、前後どちらかの行へ一字を持って行き十七字あるいは十六字に減らせば一行に収まる可能性はあろう。後ろの行の字数は十五乃至十四と推量したのだから一字二字増えても差し支えないであろうが、「御」の下には二文字は入るであろうからこの二文字を、あるいは一文字でも次行に移す考えは無理であり、真ん中の行の字数を減らすには行頭の文字を前の行へ回すのが妥当であろう。果たして回せるであろうか。

先に一行目の「令」の下に三文字乃至四文字を想定したのだからこれに一行目の「也其鉢殆令」の五文字を加えると八乃至九となり一行十五字と仮定すると残り六、七字が「也」の上部に存在していることとなる。となると天理本の33オ1に見える「方」あるいは「候」の字でこの行は始まっていたと字数上はなるけれども、「候」は行頭には来にくいであろうから恐らく「方」で始まっていたであろう。そして本状の冒頭までの残りの字数天理本の32ウ4の「去」から33オ1の「有」までが断簡に見えない前三行分になる。天理本の32ウ5の行が十二字と少ないのは、次の行を「将

軍」で始める為平出の処置を施した結果であり、この処置は他の伝本にも見られ恐らくこの断簡も同様の処置を施していたであろう。故に断簡の一行目の前行則ちこの面の三行目と予想する行は「將軍」と始まり、先に推定したように「有」で終わる十七字で占められていたはずである。この行を十七字とすると次行に当たる断簡一行目は「方」の字で始まり「東」までの十六字、真ん中の行は「鶴」から「後」までの十七字となる。十七字ならば一行に収まる可能性はあり、ここまで各行の字数に問題はなさそうである。残りの一行目、二行目も天理本同様の字配りであったらうと考えられ、これで一面六行の行取りが出来たこととなる。断簡19の各行は多少窮屈でも残された文字からこれより他には考えようがないであろう。

断簡の一面行数は六であり、18と19の間の一面六行分則ち断簡一片が落ちていることが確実となった。

4 一面の大きさ

次に一面の大きさを推測してみたい。上で推測したように一行の字数が平均十五字となると一文字の大きさに十五を掛、上下の余白分を加えたものが一面の縦の長さということになるが、文字の大きさは必ずしも一定していないので場所を変えて数例実測してみると3の「依令奔走東」の五文字は約八・二センチ（イ）、23の「令参仕言上」の五文字は七センチ（ロ）、同じ個所の「参仕言上之」の五文字は六・四センチ（ハ）、33の「僧都法印僧」の五文字は約八・二センチ（ニ）、34の「外有職僧綱」の五文字は約七・八センチ（ホ）と言う具合である。そこで、イからホま

での十通りある合計して十五字となる組み合わせの平均値を求めると二十二・五六センチとなる。それに上下の余白を加えたものが一面の縦の長さである。余白については先にも触れたが、天理本を参考にしても天理本の場合は、上と下あるいは面により多少のずれがある上改装の折の截断も考慮しなければならぬであろう。例えば断簡3に相当の天理本のこの面の余白は「東」の文字に対して上が約五十八%下が約七十五%、断簡36に相当の面では「仁」の文字に対して上が約七十九%下が約六十九%の如くである。このように一冊の中でも様々であり、まして本が違えば余白の広さは異なるであろうからここでは、一応上下共一文字分と看做しておく。一文字の大きさも様々だが、先に示したイからホによつて平均値を求めると約一・五センチとなるので断簡の余白は上下共一・五センチとしておく。よつて上下分三センチを先の十五文字の平均の長さ二十二・五六センチに加えた二十五・五六センチが一面の縦の凡その長さである。なお、余白の数値一・五センチは、先に断簡の部位を考察した折に求めたものと一致している。

横はどのくらいであろうか。スケールと共に写っている29(156ページ参照)を取り上げてみると幸いここには四行あるのでC点よりD点へ向けて横に引いた線上の、「箱」かと推定した文字の左端(E)までのC点からの長さに左端の行の「只」の字の左端(F)から右手の行の「時」の右側行間中程(G)までの長さを加えたものが、六行取り一面の横幅となるはずであるから、それぞれを実測して数値を求めると十四・八センチとなる。しかし、

C点部分はある程度の損傷を考慮しなければならないであろうし折目と仮定したE点部分にももう少しゆとりを持たせても良いであろうから、実際にはもう少し大きめであろう。

以上の計算から原本は、縦約二十六センチ横約十五センチで藤井隆氏の言われる(『日本古典書誌学総説』)四半本の大きさとなるが、天理本が大四半本であることを参看し本書も恐らく、同程度の大きさとするのが妥当であろう。

5 断簡原本の書誌

断簡の特徴として付訓や脱字に触れながら上で考察してきた書誌を個条書き風に纏めておきたい。

付訓 付訓は次に示した七例の他に断簡7の「方」の上の欠落部分の右(文字は不明)、22の推定文字「職」の右(「志よく」か)、28の「道」の左(「里ゆ」か)にも付訓と思われる墨蹟が認められる。

10 令 里 12 数 13 費 つゐる 19 前 さき 21 樂妓 かつ 34 有職僧綱 ゆふせうくそう

はつきりと読み取れるのは僅か七例に過ぎないが平仮名の訓が施されている点は注目される。加えてこれらの訓は本紙に直に書かれているのではなく、訓を書いた小さな紙片を傍らに張り付けたように見受けられる。付訓の文字は本文と同筆のようにも見えるが断定は出来ない。

脱字 脱字と思われる個所が一か所ある。断簡15は、符就違「番三問答訴」非奉」と判読できる。一行目の違から二行目の番までの間を天理本で補うと「背散状者直被下知于訴人令召進之時者

被封下訴状」の二十二文字が入り、これらをどんなに詰めて書いたとしても違と番の間に収まり切れるはずはなく、又諸本に異同も無いことからやはり飛ばしてしまつたと見るのが自然であろう。飛ばした字数は「違」の下に多くて三文字が入り「番」の上に八、九文字が入るとすると残りの十文字前後であろう。

他に天理本に有りながら断簡に見当たらない語彙も有るが、それらは異同とも考えられるので脱字としては触れないこととする。又断簡28は二行しか認められないが、「儀式」とある右側に一行なければならぬ。文字が認められないのは再生の折の処理具合であらうか、それとも他に原因があらうか。

断簡

大きさ 平均縦一〇センチ横八・五センチ前後（保存良好のもの）

保存状況 六月返状より十月返状までの断簡三八片 他に小片断簡一片（六月返状） 裂風断簡一片 破片少々

部位 一面下方綴目側 断簡の最下位（B点）は原本の下小口より凡そ四・五センチの位置

断簡原本の書誌（推定）

書写年時 天正二年（一五七三）以前

数量 一冊

表紙 裂表紙か

装訂 冊子体

寸法 本紙縦約二六センチ横約一五センチ（最小限）、恐らく大四半本

行数 一面六行

一行字数 一五字前後

用字 本文漢字行草書体 付訓平仮名（但し貼紙）

その他 脱字有り

三、本文の性格

庭訓往来の本文の性格を知る一つの方法として差出人名の異同調査がある。細かな異同は別として庭訓往来各状の差出人名は大別すると二つに分けられる。一つは本文伝本一般のものであり、もう一つは注釈書の一つ真名抄のものである。中には内閣文庫蔵の一本（室町期写）の如く本文伝本にも関わらず真名抄に近い本文を有し、差出人名も真名抄のものもある。断簡中差出人名が認められるのは六月返状の「兵部丞」、七月往状の「衛門」、九月返状の「侍」、十月往状の「沙」の四例であり、何れも差出人名の一部が判明するに過ぎない。この部分に相当の諸本のそれぞれは、兵部丞丹治、左衛門尉大中臣（兵衛尉大中臣）、侍者、沙弥（監寺）であり、断簡のそれらが一部欠けてはいても各々兵部丞丹治、左衛門丞大中臣、侍者、沙弥と推測するのは可能である。則ち断簡の差出人名は括弧内に示した真名抄系のものでなく普通の本文伝本系のものであることが判る。

次に各状の本文について見てみよう。断簡と天理本とを対校してみたところ異同のある個所が次のように判明した。右側に示したものが天理本のもの、・印はその文字が無いことを示しその他

は先の翻字と同じ要領である。

恐々謹言

々言

2 (六月返状) □□敬白

5 (七月往状) 恐惶謹□

7 (七

并

格式

月返状) 唐絵一対・横

10 (八月往状) 律令・武家

14 (八

閨重賦也

年・

月返状) 閨閣重賦

16 (同) □之評定管領

24 (九月往状)

事

大法會・候

28 (九月返状) 儀式欵可有箇

31 (十月往状)

者

家・堂頭和尚

32 (同) 方者前堂

36 (十月返状) 候之間

私子

(竹冠の字)

心ホ

37 (同) 圓・手巾、香 □

38 (同) 點□者

2と5は書状の結びの文言であるが、管見の及んだ伝本中で目に付く「敬白」や「恐惶」は天理本の十月往状の「恐惶敬白」がある。14は割注形式が一般的だが、一行書のものも無い訳ではない。異同として注目されるのは10の格式(但し挿入)、16の評定、37の私子(但し挿入)である。天理本に有って断簡に無い10の格式や37の私子は、他の伝本にも見当たらない語彙であり、一方断簡に有って天理本に無い16の評定も他本に見当たらない語彙である。36の間と際の違いは伝本上のこともあろうが、書き手の癖も考えられ、この程度では本文に言及出来ない。37のものは断簡が香の次に竹冠の字を続けた語彙を取めていることは判るものの天理本の「香爐香合香匙火筋」とある部分のどれに対応するのか、

あるいは全く別の語彙かは不明であり、他の伝本にも竹冠の字は見当たらず異同の手掛かりにはならない。38の断簡は、點と者との間が切れていてはつきりしないが、この二文字の間には心の字が入るほどの余裕はある。天理本はホの右に者と注記が有る。その他の異同語の内助字の類は意味を見出し難いので除外すると、上に挙げた異同語の中に本文の系統を考える顕著な手掛かりは見当たらない。

右に取り上げなかったが、断簡7の「琵琶」と「方磬」との間は連続していると見るには字間がやや広すぎるように思われる。諸本ではこの二つの語彙が連続しているが、断簡では語彙の順序が替わってでもいるのであろうか。断簡が切れていてはつきりしないので異同に含まなかった。

三保忠夫氏は庭訓往来の収録語彙の一致率から諸本の系統立てを試みられたのであるが、氏が取り上げられた語彙で断簡の中に有るのは十月往状の「都管」一語だけである。三保氏の調査によれば、調査対象本五本のうち「都管」を欠くのは龍門文庫本一本であり、他四本は保持。断簡32の当該部分は「管都圓」であり、管の字は完全ではないものの残された部分から管の字と確定して差し支えないであろうから断簡原本に「都管」の語彙があったとみることが出来る。この一点に限れば断簡原本が龍門文庫本系のものではないと言えるが、それ以上のことは不明である。

次に前項で紹介した付訓についても少し詳しく見ておきたい。この七例の付訓を他の伝本と比較してみると次のようになる。

諸本	断簡	天理本	龍門文庫本	国会図書館本	五山本庭訓抄	左貫注	前田本	吉活字本	寛永五版本
律令	里やう	リリヤウ	リツリヤウ	リツレウ	レウ				リツリヤウ
被執行	と	トリ		ル、シキヤウ					ル、セ
費	つゑ	ツイエ	ツイヘ	ツイヘ	ツ井ヘ	ツイエ			ツイヘ
前駢	さきかけ	キガケ	センク	センク	センロ	(不明)		ク	センク
楽妓	かつき		カツキ	カクキ	ガクキ				ガクギ
有職僧綱僧	ゆゑよくそうこうそ	シヨク カウ	ウシキノソウウ	ウシヨク ガウ	ウシキ	ウシヨク カ!	ウシキ	ウシキノ ガウ	ウシキノソウウ
従僧	しうそう	(ジ)	ジウソウ	シユウソウ	ジウ	(不明)	ジュフ	ジュ	シユソウ

右の表の伝本は、七例の付訓に該當の訓を持つ伝本の中から適宜に取り上げたものであり、各蔵書目録記載の書写年代を参考に凡その時代順とした。但し、付訓の書入れ時期と本文の書写時期とが一致するとは限らない。各伝本について簡単な説明を次に記す。天理本については注(4)を参照されたい。

龍門文庫本 龍門文庫蔵 文明十四年写(本文伝本)
 国会図書館本 国立国会図書館蔵 天文五年一億宗親写(本文伝本)
 五山本庭訓抄 東京大学文学部国語研究室蔵(室町期写 真名抄)
 左貫注 国立国会図書館蔵(享禄天文期写 真名抄)
 前田本 前田育徳会尊経閣文庫蔵(室町末期写 真名抄系)

古活字本 東洋文庫蔵(仮名抄)
 国会図書館本 寛永五年出版(本文伝本)

天文五年写本を除いた各伝本は全文に訓が施されている訳ではない。そのような中であつて断簡の箇所と同じ箇所訓が施されていること、その訓が異なっていることなどから、断簡の付訓箇所は訓が問題になる箇所であつたことを知る。そして少ない例ながら付訓の書入れ時期を問わなければ右の表から断簡の訓は天理本に近似すると言えるのではないだろうか。天理本の費はツイエとイがア行のイで断簡とは異なり、又楽妓の訓も無いので全面的一致とはならないものの右の表の中に於ては両本の訓は近い間柄である。前駢をサキガケ・センク、有職をユウシヨク・ウシキ・ウシヨク何れに読むかは大きな違いであり、その点断簡の訓は天理本系のものであろう。又僅かではあるものの訓が施されていることから本断簡の原本が単なる手習い用手本の域に止まらず利用されたものであつたかと推察する。

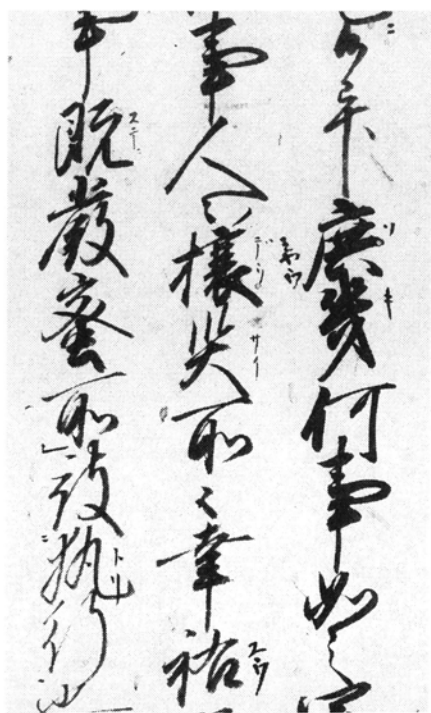
おわりに

一乗谷が文化史上いかに注目すべき土地であるかは、先学の明らかにされたところである。米原氏の御研究によると朝倉氏治世百三年の間にこの谷に下向した文化人の在国人数は二百に近い¹⁾。今谷明氏は公卿の流寓先を調査され、大永六年(一五二六)以前では、公卿の戦国大名への寄寓がまだ少ない中越前が多数に上っている点について「朝倉氏の京都文化受容の早さと、この戦国大

名の特異な性格を示している」と分析され、一乗谷の発掘調査に関心を寄せている。¹²近年発表された義景公御前での太平記の討論はこの地での文化活動を具体的に伝える好例の一つであろう。

庭訓往来とは場所が異なるものの同じような炭化状態で湯液本草（金元代の医学書）の写本断簡も見付かっている。¹³これらの書物は都より齎されたと見るのが自然かも知れないが、庭訓往来に限っては別の可能性もある。則ち今日知られている庭訓往来の伝本の内で先年まで最古写本の位置にあった天理本は、この一乗谷とは山一つ隔てた白山の麓で書かれたのである。宝徳三年（一四五二）の奥書には、盛球大徳なる人物が平泉寺の小童の為に悪筆嘲哂を省みず書写したとある。筆者盛球や裏見返の墨書「主乙菊丸」、あるいは手習い風に見え判然としない「中興」や「花押」¹⁴等が解明されれば天理本の伝来もはつきりしてくるであろう。ともあれ越前の地には早くより庭訓往来の伝本が存在していたのであり、そのことは一乗谷の人々も恐らく承知していたであろうし、又それを写す機会が無かったとは考え難い。上に見てきたように共に一面六行の行取り、断簡の次第に崩れはするものの又元の形に戻そうとする姿勢がみられる字詰字配りの天理本との近似、あるいは「人」の最終画の如き右に流れる線が極めて長い特徴、この特徴は他の本にも見られるはするものの殊に両本の筆遣いは、下の写真でも明らかなように大変似通った趣があり、加えて少ない例ながら付訓の近似等は、天理本を親（子）本としても不思議ではなく、少なくとも何らかの関連性の想定も一考の余地はあろう。しかし確かな証拠がある訳ではなく、今後の調査を俟つとこ

ろである。



注

- (1) 朝倉氏遺跡調査研究所編（水藤真氏文責）昭和五二・三。以下『事業概報』と略称す。断簡についての説明は本書を参考とした。右の他断簡及び朝倉氏遺跡について触れたものに次のものがある。
『事業概報』各年度
『福井市史料編』
福井県教育委員会編『朝倉氏遺跡発掘調査報告Ⅰ』昭和五一
福井県立朝倉氏遺跡資料館編『一乗谷』（開館記念展覧会図録）昭和五六
水藤真氏著『朝倉義景』（人物業書）昭和五六
河原純之編『一乗谷遺跡』（日本の美術24）至文堂、昭和五九
清田善樹氏「炭になった『庭訓往来』」（『よみがえる中世6—実像の戦国城下町越前一乗谷—』平凡社、平成二）
藤原武二氏「朝倉氏一乗谷の庭園遺跡」（『仏教芸術』192号、毎日新聞社、平成二・九）
福井県立朝倉氏遺跡資料館編『朝倉の遺宝—今に伝わる朝倉文化—』（開館十周年記念特別展図録）平成三
小野正敏氏「発掘された戦国時代の町屋—越前の例を中心に—」（『中世都市と商人職人』名著出版、平成四）
右の他『国史大辞典』（吉川弘文館）の「いちじょうがたにじょう」、「日本歴史地名大系」（平凡社）の「いちじょうだに」も参照。また上記各文献に参考文献を引く。殊に『朝倉義景』に主要文献の一覧がある。
- (2) 上城戸周辺の遺跡発掘については注1の『事業概報』の昭和六三年度分（『特別史跡—一乗谷朝倉遺跡Ⅰ』平成元・三）に詳しい。
- (3) 米原正義氏著『戦国武士と文芸の研究』（桜風社、昭和五一）二七二ページ。
- (4) 断簡の写真は朝倉氏遺跡資料館提供、以下全て同。天理本とは天理図書館蔵『庭訓往来』（宝徳三年写）を指す、以下天理本と略称。詳細は同図書館の目録、三保忠夫氏の「庭訓往来天理図書館本について」（『小林芳規博士退官記念国語学論集』汲古書院、平成四）等参照。以下三保氏の論は本文献による。
- (5) 諸本の差出人について調査したものに次の文献がある。
石川松太郎氏著『庭訓往来』（東洋文庫242）
三保忠夫氏注4参照
拙稿「庭訓往来伝本小考」（『実践国文学』第二十七号、昭和六三・三）
天理本のこの部分は「恐々謹言」、断簡は「恐々あるは慎む□□敬白」。結びの文言なので記載位置に相違は無いであろう。
- (6) 例えば文明十七年写の奥書のある名古屋市蓬左文庫本は、引用文中の「法印」の後の「僧正」が無く、この所に天理本では後に出てくる「有職僧綱」が入っている。他にも語の有無や順序を考慮しなければならぬ点もあり、断簡に存在しない部分で天理本との異同が無いとは言えない。
- (7) 三保忠夫氏は天理本の書誌解題で（注4参照）本書を「一行十四字前後」とされた。天理本の一行の字数は様々で十七字や十六字もあり十四字もある。本稿では十五字としておく。
- (8) 本伝本については次の文献がある。
柏本雄幸氏「国立公文書館内閣文庫蔵『庭訓往来』の影印と傍訓索引」（『広島女学院大学国語国文学誌』第一八号、昭和六三・一二）
注4の三保氏の文献参照。
- (9) 注（3）の文献三二五ページの一覧表参照。
- (10) 今谷明氏著『言継卿記公家社会と町衆文化の接点』（日記・記録による日本歴史叢書古代・中世編23、そして昭和五五）二〇二ページ。
- (11) 長谷川端氏「越前朝倉館の『太平記』（『国語と国文学』平成三年十二月号）。一乗谷の文化活動については以上の他注3の文献が詳しい。個人の活動についての文献は省略する。
- (12) 清田善樹氏「朝倉氏遺跡出土の『湯液本草』断簡」（『福井県立朝倉氏遺跡資料館紀要』、昭和六三・三）参照。
- (13) 昭和五七年二月六日付『毎日新聞』に神門寺蔵『庭訓往来』が

上横手雅敬氏の記事で紹介された。本書の存在は既に知られてはいたが、この記事で広く認識されたようである。神門寺本は至徳三年（一三八六）書写奥書があり、天理本の宝徳三年（一四五二）を六五年ほど遡る。なお上横手氏の神門寺本についての報告「庭訓往来の古写本について」（『日本歴史』第五〇〇号、平成二・二）もある。

（16）蔵書目録、注（4）の文献共に「小童」と読む。

（17）この二つについては、小山正文氏、渡辺信和氏の御示教を得た。

付記

断簡の調査並びに写真掲載・翻字の御許可を頂きました福井県立朝倉氏遺跡資料館にお礼申し上げます。主査の佐藤圭氏には、調査に際しても、その後の諸事につきましても一方ならずお世話になりました。又文化財調査官の月輪泰氏にもお世話になりました。

天理図書館には写真掲載と翻字の御許可を頂きましてお礼申し上げます。長谷川端先生、小池富雄氏、石川洋子氏、名古屋博物館にもお世話になりました。

御芳名を記し感謝の意とさせて頂きます。

なお本稿は、平成五年一月に開かれた文学談話会で口頭発表したものに修正加筆したものです。席上御意見等をお寄せ下さいました植松茂先生を始め御出席の会員諸氏にお礼申し上げます。

『庭訓往来』断簡の全容（写真と翻字）

一 翻字は次の要領で行った。

- ・ 書体は現行書体に改めたが、そのままとしたものもある。
- ・ 一部欠けてはいるものの文字の全体像がつかめ天理本と対照することによって判明する文字は、そのまま翻字し□で囲んだ。
- ・ 墨蹟は認められるものの文字の形を成さないものは□を置き、その右横に（場合によっては下）に天理本で推定した文字を補い括弧で括った。

・ 墨蹟は認められるものの天理本で対照しても、どの文字に相当か不明のものは□を置き、墨蹟が認められることを示すだけとした。

右三項の区分は一応の目安であり、区分に迷うものもあった。断簡22は上下に分離したものを接合して一片とした。

二 本稿で使用した断簡の写真はすべて朝倉氏遺跡資料館のものを拝借した。

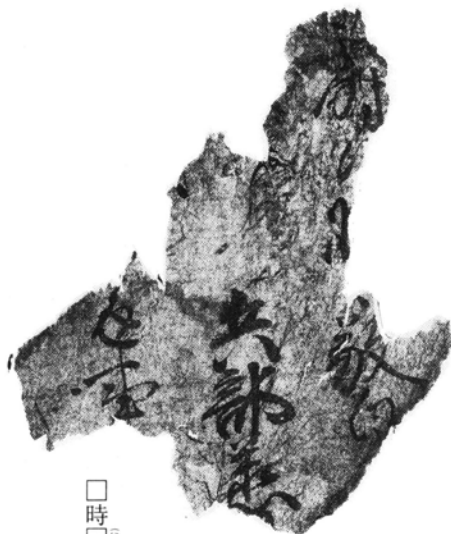
写真の縮小率は原寸の約七〇％である。

1
六月返状



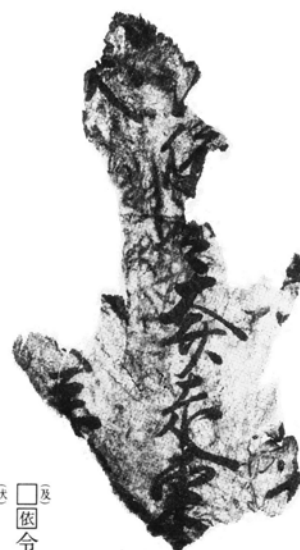
□
行
鞭差縄ホ為御
□_残
虎皮_應□

2
六月返状



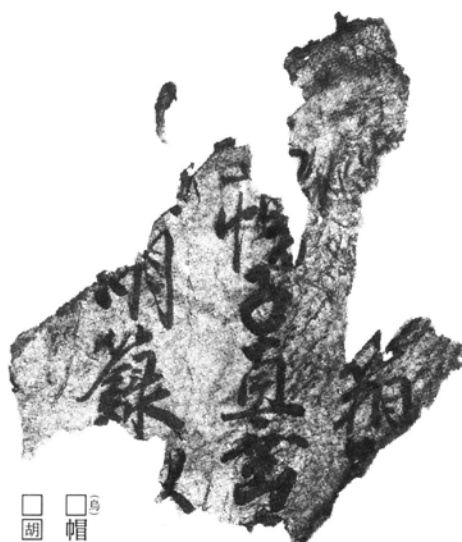
□_時
□_候
□_部
□_々
□_々
敬白
兵部丞
返事

3
七月往状



□_扶
□_及
□_依
□_令
□_{奔走}
□_東
□_至

4
七月往状



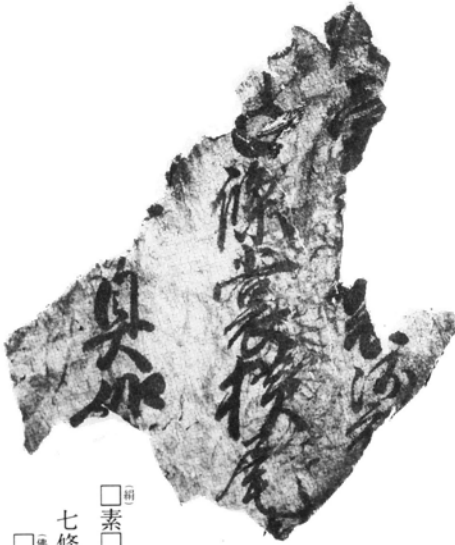
□_鳥
□_{帽子}
□_{直垂}
□_大
□_箱
□_録
□_胡

5
七月往状



下也恐惶謹
[印] [印] [印]

6
七月返状



[印] 素 [印] 裂 [印] 函
七條裳横尾 [印]
[印] 具如

7
七月返状



[印] 子直綴 [印]
[印] 唐繪一對横箇
[印] 方 [印]

8
八月往状



[印] 密案内之条附
[印] 等閑只自然 [印]
[印] 田舎 [印]

9 八月往状



行候狀所領安堵
参

参

10 八月往状



例律令武家
雪箇

11 八月往状



法例引
者可尋明也右
風情者

12 八月返状



事如
事人々攘災所
所被

13
八月返状



☐ 道訴 ☐
☐ 御在洛之費也 ☐
☐ 拳状 ☐

14
八月返状



☐ 更無 ☐
☐ 閣重賦 ☐
☐ 訴人之 ☐

15
八月返状



☐ 符就連 ☐
☐ 番三問答訴 ☐
☐ 非奉 ☐

16
八月返状



☐ 下使者 ☐
☐ 之評定管領 ☐
 就探

17
八月返状



□_紙 殺害山_海
□_刀 傷打擲蹂躪
□_也 也_管

18
八月返状



□_紙 流帳此_記
□_其 人_手 是_紙 非_紙 被_紙 行_紙
□_達 達_紙

19
八月単状



□_紙 也其_紙 □_紙 令_紙 □_紙
□_紙 路次者八葉御_紙
□_紙 上人前_紙

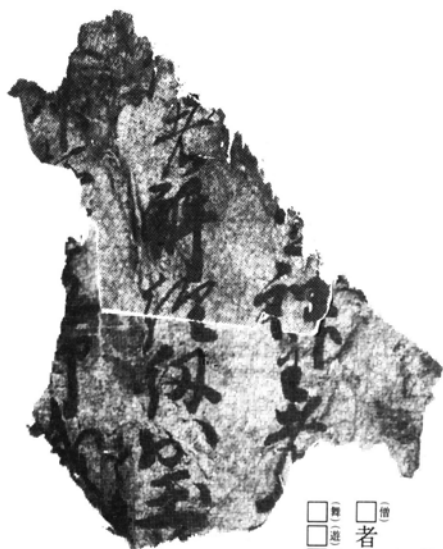
20
八月単状



□_紙 陳頭_紙 □_紙 天_紙
□_紙 衣白直垂布_紙
□_紙 驚_紙 □_紙 家_紙 □_紙 文_紙

21
八月単状

☐並 ☐手妻
☐調楽妓翻羅
☐者打

22
八月単状

☐神主者 ☐
☐者解經紐於玉
☐
☐
☐

23
九月往状

☐令參仕言上之
☐令解

24
九月往状

☐改悔之
☐大法會候拜請
☐日
☐度

26

九月往状



人等（援）
☐ 亦也但仏布施并
（残）
☐ 御助成

25

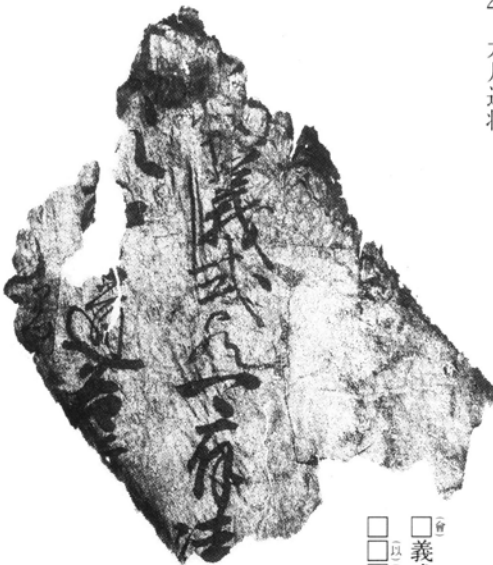
九月往状



摺写御（經）轉（法）
☐ 法唱滿陀羅
☐ 九旬供

28

九月返状



義式（實）軟可有固
☐ 道名
☐ 御迎也

27

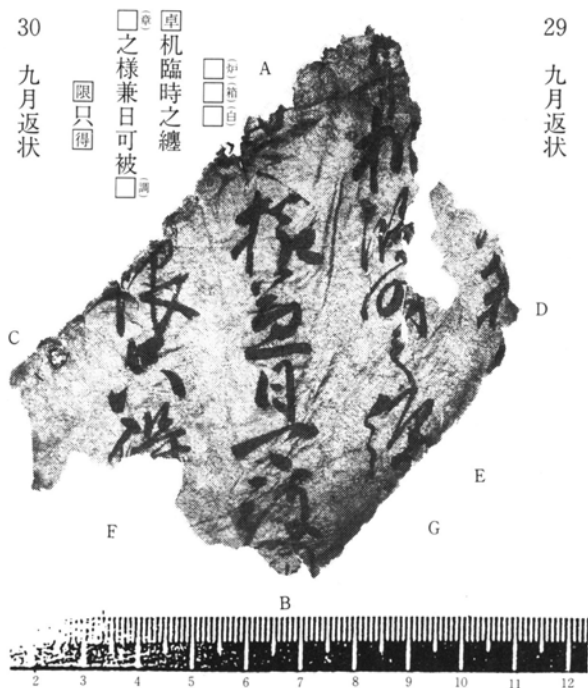
九月返状



謝者也唱導
☐ 奧可給御迎也
（應）

29
九月返状

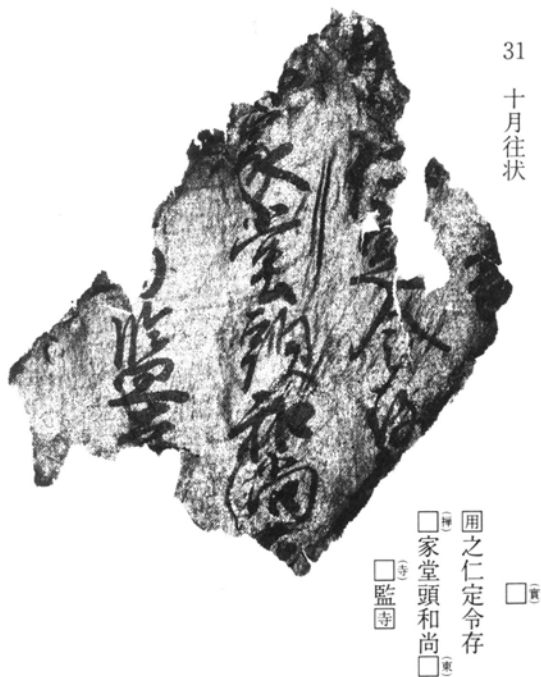
30
九月返状



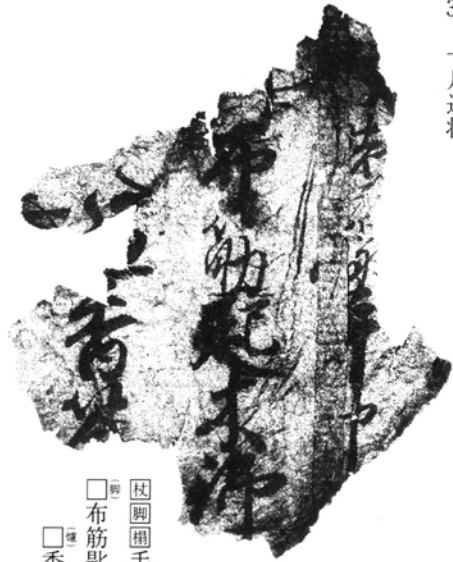
之時恐々
侍

31
十月往状

32
十月往状



37
十月返状



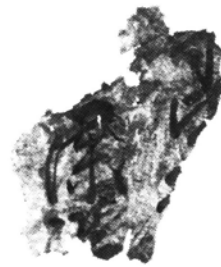
杖脚纏手巾
☐ 布筋匙木綿
☐ 香
☐ 香
☐ 香

38
十月返状



果法被打
☐ 布施也點
☐ 者
☐ 者
☐ 者

39
六月返状 (断簡1に先立つ部分)



等(香)相
☐ 香
☐ 香
☐ 香
沫張

40
〔表紙か〕

